

上牧町協働のまちづくり公募型補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町におけるまちづくりの最高規範である「上牧町まちづくり基本条例」の基本原則に基づき、町民により組織される団体が、町民意識や地域の実情に即して自主的、自発的に行う公益的活動等に対して、町が補助金を交付することにより、まちの活性化や団体の育成を図り、その継続的な活動を通して創意と工夫による町民と行政との協働のまちづくりの更なる推進を目的とする。

(募集方法等)

第2条 この要綱に基づく補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）の募集は、公募の方法により行うものとする。

2 補助対象団体の公募に関する事項の詳細については、別に応募要項において定めるものとし、当該応募要項には、補助対象団体の選定に際しての選考審査基準を明記しなければならない。

(補助金の類型)

第3条 補助金の類型は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自由提案事業補助金 町民により組織される団体が自由なテーマで提案した社会的又は地域的な課題の解決に資する事業への補助金
- (2) スキル活用事業補助金 町民により組織される団体のもつ知識や経験を生かし自立した活動を展開することで社会的又は地域的な課題の解決に資する事業への補助金
- (3) 自立事業化前提型補助金 町民により組織される団体が、地域で抱える課題をビジネスの手法（サービスの受け手から対価を徴収する方法）により解決する事業への補助金

(補助対象団体の要件)

第4条 自由提案事業補助金、スキル活用事業補助金及び自立事業化前提型補助金の公募に応募しようとする団体は、応募時において、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 構成員が5名以上であること。
- (2) 町内に拠点を有し、かつ、町内において活動の主要な部分を行っていること。
- (3) 定款、規約、会則その他の定めにより、団体としての運営上の規律が確立されていること。
- (4) 営利を目的としないこと。
- (5) 政治的活動、宗教的活動及び特定の人物に対する支持を目的とする団体

でないこと。

(6) 上牧町暴力団排除条例（平成23年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団及びその構成員の統制の下にない団体であること。

（補助対象事業）

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町内において不特定多数の町民の利益の増進に寄与する公益性のある活動（以下「公益活動」という。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。ただし、国又は地方公共団体から他の制度による補助を受ける事業は除くものとする。

(1) 町内における社会問題や地域課題の解決、軽減等に寄与することを目的として、自主的かつ主体的に取り組む事業

(2) 町と協働して実施することにより、共通の公共的な目標の達成に向けて、より良い効果の期待できる事業

(3) その他公益活動の活性化につながる事業

2 補助対象事業の事業実施期間は、交付決定通知を受けた日から翌年2月末日までとする。

3 補助対象事業のうち、交付決定前に終了する事業は補助の対象外とする。

4 当該補助金の交付を受けることができるのは、当該年度中に1回限りとする。

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接的に必要で、かつ、社会通念上補助の対象にふさわしい支出とし、原則として別表第1に掲げる経費とする。

2 団体の事務所等の維持経費、交際費、慶弔費及び団体の構成員に対する人件費は、補助の対象としない。

（補助金の額）

第7条 補助金の類型ごとの補助率及び補助の限度額等については、別表第2のとおりとする。

（事前申請）

第8条 次条に規定する補助金の交付申請を行おうとする団体（以下「申請団体」という。）のうち、応募要項に定める募集期間中に事業を開始する申請団体は、別途定める期間内に、上牧町協働のまちづくり公募型補助金事前申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 定款、規約、会則その他これらに準じる書類

(交付申請)

第9条 申請団体は、応募要項において定める期間内に、上牧町協働のまちづくり公募型補助金交付申請書(第4号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
 - (2) 収支予算書(第3号様式)
 - (3) 団体概要書(第5号様式)
 - (4) 定款、規約、会則その他これらに準じる書類
 - (5) 前4号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類
- (補助金の交付の決定)

第10条 町長は、前条の申請書を受理したときは、補助金の交付の適否について、上牧町協働のまちづくり公募型補助金審査判定委員会(以下「委員会」という。)に諮問し、意見を聴かななければならない。

2 委員会は、申請書及び添付された書類の審査その他の方法により、補助金の交付の適否について評価及び判定を行い、その結果を町長に答申するものとする。

3 町長は、前項の規定による答申を尊重し、補助金の交付の可否及び金額を決定するものとする。

(補助金の交付の決定の通知等)

第11条 町長は、前条第3項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請団体に対し、上牧町協働のまちづくり公募型補助金交付決定通知書(第6号様式)又は上牧町協働のまちづくり公募型補助金不交付決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定した団体名、補助対象事業の内容等を公表するものとする。

(補助金の交付)

第12条 町長は、補助金の交付を決定した団体からの請求に基づき、交付決定額の全額を当該団体に交付するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第13条 補助金の交付の決定を受けた団体(以下「補助金交付団体」という。)は、補助対象事業の内容若しくは補助対象経費を変更(次条に定める軽微な変更の場合を除く。)しようとするとき又は補助対象事業を中止しようとするときは、上牧町協働のまちづくり公募型補助金交付決定事業変更等承認申請書(第8号様式)に、次に掲げる書類を添えて、事業完了(予定)日までに、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 前2号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

2 町長は前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助対象事業の変更又は中止について承認することを決定したときは、上牧町協働のまちづくり公募型補助金交付決定事業変更等承認決定通知書（第9号様式）により補助金交付団体に通知するものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、補助対象事業の変更等に係る承認事項について、委員会に意見を聴くことができるものとする。

3 補助金交付団体は、補助対象事業を中止した場合において、既に受けた補助金の全額を町長に返還しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、町長が定める金額を返還するものとする。

（軽微な変更）

第14条 町長の承認を要しない軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 交付決定額の増額を伴わない補助対象経費の変更をしようとするとき。

(2) 収支予算書の支出費目ごとに配分された額を流用しようとするとき。ただし、各配分額の20%以下の変更に限る。

(3) 計画の細部の変更をしようとするとき。ただし、補助事業の遂行状況に影響を及ぼさないと認められる場合に限る。

（実績報告）

第15条 補助金交付団体は、補助対象事業が完了したときは、上牧町協働のまちづくり公募型補助金事業完了報告書（第10号様式。以下「完了報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、事業の完了した日から起算して30日を経過した日までに、町長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書（第11号様式）

(2) 収支決算書（第12号様式）

(3) 補助対象事業に係る領収書等の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第16条 町長は、前条の規定により完了報告書等の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、上牧町協働のまちづくり公募型補助金の額の確定通知書（第13号様式）により補助金交付団体に通知するものとする。

2 補助金交付団体は、確定した補助金の額が、既に交付した補助金の額を下回る場合は、その差額分を町長に対し返還しなければならない。

（事業実績の公表）

第17条 町長は、補助金の額を確定したときは、完了報告書に基づき、補助対象事業の内容及び成果について公表するとともに、委員会に報告しなければならない。

(事務所管)

第18条 この要綱に基づく公募による補助金に関する事務は、総務部企画財政課において処理する。

(その他)

第19条 この要綱及びこれに基づく応募要項に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

支出科目	内 容	注意事項
賃 金	事業実施のために臨時必要となるアルバイト等の人件費	時給単価 1,055 円
報償費	外部講師・外部専門家への謝礼等	日額の単価 【町の基準】 ・大学教授及び准教授クラス 14,000 円 ・高校以下教諭クラス 6,000 円 ※ただし、4時間以下の場合は、当該報酬額の2分の1に相当する額とする。 大会等の参加賞及び記念品の経費は対象外とする。
旅 費	交通費、通行料金等	・車賃は 37 円/km 【町の旅費規程に基づく】 ・根拠となる記録簿の提出が必要

消耗品費	文具や用紙、材料、資材等の購入費用	
燃料費	灯油、混合油等の購入費用	・ガソリンについては旅費を適用すること。
食糧費	お茶代、食材代等	・事業実施のために必要だと認められるもので、懇親に要するものを除く。 ・参加者に提供する場合は、実費相当額の参加費を徴収すること。
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成、印刷等の費用	
光熱水費	電気、ガス、水道料金等	団体の事務所等の管理運営に要したものを除く。
通信運搬費	郵便費、宅配費等に必要通信費	団体の構成員間の連絡等に要した費用は除く。
手数料	口座振込手数料等	
保険料	イベント等の開催時に加入する保険料等	
委託料	専門知識、技術等を要する業務の委託費用	
使用料及び賃借料	会議、イベント等で使用する施設使用料、物品の賃借料等	・団体の事務所や団体の構成員に関わる施設の使用については対象外とする。
備品購入費	購入価格が1万円以上で、耐用年数が1年以上の物品	・補助金額の3割以内。（実績報告時点の額を対象とする。） ・パソコンやプリンターなどの一般的に団体運営全般に使用するものは対象外とする。
その他経費	町長が特に必要かつ適当と認めた経費	

別表第2（第7条関係）

補助金名	自由提案事業補助金	スキル活用事業補助金	自立事業化前提型補助金
対象事業	町民により組織される団体が自由なテーマで提案した社会的又は地	町民により組織される団体のもつ知識や経験を生かし自立した活動を展開することで社会	町民により組織される団体が、地域で抱える課題をビジネスの手法（サービスの受け手か

	域的な課題の解決に資する事業	的又は地域的な課題の解決に資する事業	ら対価を徴収する方法)により解決する事業
	原則として新規事業が対象となります。 ※ただし、既存事業であっても、事業内容の質を高め、更なる展開を図る場合はこの限りではありません。		
要件	(1) 構成員が5名以上であること。 (2) 町内に拠点を有し、かつ、町内において活動の主要な部分を行っていること。 (3) 定款、規約、会則その他の定めにより、団体としての運営上の規律が確立されていること。 (4) 営利を目的としないこと。 (5) 政治的活動、宗教的活動及び特定の人物に対する支持を目的とする団体でないこと。 (6) 上牧町暴力団排除条例（平成23年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団及びその構成員の統制の下にない団体であること。		
補助 限度額 (補助率)	上限 15 万円 (補助率 10/10) ※ただし、事業収入がある場合は、補助対象経費から差し引くものとします。	上限 15 万円 (補助率 1/2)	上限 50 万円 (補助率 10/10) ※ただし、事業収入がある場合は、補助対象経費から差し引くものとします。
交付条件	同一団体への交付は原則3回を限度とします。 ※ただし、継続的な活動を通して創意と工夫による協働のまちづくりを推進する取り組みを行い、事業の性質上、必要であると認められた団体についてはこの限りではありません。	同一団体への交付は原則2回を限度とします。	同一団体への交付は原則1回を限度とします。 ※3年以上事業を継続することを条件とします。(随時面談を行い、継続できなかった場合は、補助金を返還していただくことがあります。)
その他	・ 交付決定通知を受けた日から翌年2月末日までの取り組みに対して補助金を交付します。 ・ 補助金の交付は、当該年度1団体1事業とします。		